

1 血液事業のあゆみ

我が国の血液事業は、戦後間もなく、民間、日本赤十字社及び公立の血液銀行により始められました。しかし、その大部分は売血に依存したものであったため、輸血用血液の品質低下や輸血後肝炎の発症などの弊害が増加し、大きな社会問題となりました。

昭和39年に「献血の推進について」の閣議決定がなされ、国、地方公共団体及び日本赤十字社の三者が一体となって献血の推進に努めることになりました。

献血の推進について

昭和39年8月21日
閣議決定

政府は、血液事業の現状にかんがみ可及的速やかに保存血液を献血により確保する体制を確立するため、国及び地方公共団体による献血思想の普及と献血の組織化を図るとともに、日本赤十字社または地方公共団体による献血受入れ体制の整備を推進するものとする。

以降の血液事業に関する主な動きは、次のとおりです。

年月	国の動き	埼玉県内の動き
昭和31年6月	採血及び供血あっせん業取締法を公布・施行。(25日)	
昭和39年8月	「献血の推進について」が閣議決定(21日)	
昭和39年12月		埼玉県献血推進協議会を設置(1日)
昭和40年2月		埼玉県赤十字血液センターを旧大宮市に設置。
昭和44年	民間商業血液銀行が売血による 輸血用保存血液の製造を中止 。	
昭和49年	民間商業血液銀行が貯留血制度を廃止し、輸血用血液(全血製剤及び血液成分製剤)の 献血による自給を達成 。	
昭和51年11月		埼玉県赤十字血液センターを伊奈町に移転。
昭和57年	献血手帳の「供給記録欄」を削除 。これにより、献血手帳の有無にかかわらず、誰でも安心して輸血が受けられるという真の献血制度が図られることに。	
昭和58年7月		熊谷赤十字血液センターを熊谷市に設置。
昭和59年3月		大宮駅西口献血ルームを開設。
昭和60年	成分輸血療法の普及に伴い、 血漿製剤や血漿分画製剤の需要が大幅に増加 。 特にアルブミン製剤の使用量が増加し、 90%以上を海外に依存していたため、国際的な批判を受け社会問題に 。 問題に対処するため、「血液事業検討委員会」が、血液事業をめぐる対策についての報告書を取りまとめた。	

昭和61年	国は提言を踏まえ、国内で必要とする血液製剤を献血で確保する体制をめざすとともに、血液製剤の安全性の向上を図るため、 成分献血及び400mL献血を導入 。	
昭和61年4月		埼玉県献血推進対策要綱を施行。
昭和61年5月		所沢西武献血ルームを開設。
昭和62年7月		第23回献血運動推進全国大会を埼玉県（浦和市文化センター）で開催。
昭和63年4月		越谷サンシティ献血ルームを開設。
平成元年	新血液事業推進検討委員会が、すべての血液製剤を原則として、国内献血で自給することなどを基本方針とする第一次報告書を取りまとめた。	
平成2年	新血液事業推進検討委員会が、新しい採血基準や今後の血液事業の方向性を示した第二次報告書を取りまとめた。	
平成3年	血液比重、血圧などの採血基準を緩和し、献血者の対象を拡大。	
平成4年5月		大宮駅東口献血ルームと川越献血ルームを開設。
平成5年10月		埼玉県の中核センターとして新しい埼玉県赤十字血液センターを日高市に設置。 旧・埼玉県赤十字血液センターは埼玉県伊奈赤十字血液センターに、熊谷赤十字血液センターは、埼玉県熊谷赤十字血液センターに名称変更。
平成6年	血液凝固因子製剤について、特殊な製剤を除いて国内自給を達成 。	
平成7年	血液問題検討会で「輸血用血液製剤の安全性に関する報告書」が取りまとめた。 輸血用血液製剤の安全性のさらなる確保のための対策が推進されることに。 問診票を全国統一のものとし、問診内容を強化。	
平成8年10月		鴻巣献血ルームを埼玉県運転免許センター内に開設。
平成9年	厚生省に設置した「血液行政の在り方に関する懇談会」が、血液事業の推進策等について報告書を取りまとめた。	
平成11年	採血基準を一部改正、 献血可能年齢を69歳までに引き上げた 。	
平成12年	中央薬事審議会・制度改正特別部会が、安全な血液製剤の供給を図るため「血液事業法案（仮称）」の骨格を検討し、報告書を取りまとめた。	
平成12年4月		川越献血ルームを移転し、川越献血ルームポケットを開設。
平成12年8月		熊谷駅献血ルームを開設。

平成13年4月		所沢西武献血ルームを移転し、所沢献血ルームを開設。
平成13年7月		大宮駅西口、東口献血ルームを統合し、大宮駅南献血ルームを開設。
平成14年7月	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律を公布。 (31日)	
平成15年7月	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律を施行。 (31日)	
平成16年7月	薬事・食品衛生審議会血液事業部会が「輸血医療の安全性確保のための総合対策」の報告書を取りまとめた。	
平成17年	国内において変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)が発生。	
平成17年4月	全国的な献血者の減少を防ぐため、国が献血推進本部を設置。	
平成17年6月	昭和55年から平成8年の間に1日以上英国滞在歴を有する者等からの採血を見合わせ。	
平成18年4月		組織変更のため、埼玉県伊奈赤十字血液センターは埼玉県赤十字血液センター伊奈出張所に、埼玉県熊谷赤十字血液センターは埼玉県赤十字血液センター熊谷出張所に名称変更。
平成18年5月		川口駅献血ルームを開設。
平成18年10月	携帯メールクラブの全国化。 献血受付時の本人確認の厳格化のため、献血カードを導入。 採血によって献血者等の健康が害された場合の措置を開始。	
平成19年7月		大宮駅献血ルームを移転。
平成20年	血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的方針を改正し、今後5年間の血液事業の方向性を示した。	
平成20年9月		越谷サンシティ献血ルームを移転し、越谷レイクタウン献血ルームを開設。
平成21年3月	糖尿病関連検査グリコアルブミン検査を開始。	
平成21年12月		所沢献血ルームを朝日生命所沢ビル5階からプロペ通りに移転し、新装開設。
平成22年1月	昭和55年～平成8年英国滞在歴の献血制限を見直し。 (27日) 「1日以上」(1泊以上) →「通算1か月以上」(31泊以上)	
平成22年9月	薬事・食品衛生審議会のもと、献血推進調査会を設置。	
平成22年10月		大宮駅西口に大宮献血ルームウエストを開設。

平成22年11月	献血推進調査会で、新たな中期目標「献血推進2014」を策定。	
平成23年	採血基準を一部改正。 ※ 男性に限り400mL献血が可能な年齢の下限を18歳から17歳に引き下げるとともに、男性に限り血小板成分献血が可能な年齢の上限を54歳から69歳に引き上げた。 また、採血基準から血液比重の項目が削除された。	
平成23年3月		東日本大震災で大宮駅献血ルームが被災し、7月まで休業。
平成23年10月		川越献血ルームを木村屋ビル3階から川越モディ4階に移転し、新装開設。
平成24年4月	広域事業運営体制を開始。	本県を含む北関東信越6県で献血された血液の検査と製剤化は、関東甲信越ブロック血液センター埼玉製造所（東松山市、日本赤十字社直轄）で行うこととなった。 埼玉県赤十字血液センター伊奈出張所を 埼玉県赤十字血液センター伊奈事業所 に名称変更。
平成24年8月	献血血液の検査基準を変更。 ※ 「HbC抗体1.0以上12.0未満かつHBs抗体200mIU/mL未満」の献血者に対する献血制限の実施。	
平成24年10月	シャーガス病に係る安全対策を開始。	
平成25年1月	献血の同意説明書を導入。	
平成25年11月	輸血によるHIV感染事例を受け、「責任ある献血」を呼びかける。	
平成26年4月		鴻巣献血ルームを全面改装。
平成26年5月	献血時の問診システムを電子化。	
平成26年6月		大宮献血ルームウエスト拡張工事のため、7月まで一時休止。
平成26年7月		大宮駅献血ルームを閉鎖。
平成26年8月	個別NAT（ウイルス核酸増幅検査）を導入。	大宮献血ルームウエストをリニューアルオープン。
平成26年12月	献血推進調査会で、平成27年度から平成32年度までの6年間の献血推進に係る中期目標「献血推進2020」を策定。	
平成27年4月		埼玉県の中核センターとして埼玉県赤十字血液センター伊奈事業所がさいたま市見沼区に移転し、 埼玉県赤十字血液センター に名称変更。 日高市の埼玉県赤十字血液センターは、 埼玉県赤十字血液センター日高事業所 に名称変更。
平成27年11月		越谷レイクタウン献血ルームを改装。
平成28年4月	献血血液のALT（肝機能）検査による製品除外基準の変更。 ※ 「61IU/L以上」→「101IU/L以上」	

平成30年10月	Web会員サービス「ラブラッド」の運用開始。	
令和2年8月	E型肝炎ウイルスの個別NATを導入。	
令和2年9月	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正。	
令和3年2月	献血推進調査会で、令和3年度から令和7年度までの5年間の献血推進に係る中期目標「献血推進2025」を策定。	
令和3年5月	RNAワクチン（新型コロナウイルス等）接種後の採血制限を導入	
令和3年9月	新型コロナウイルス感染症陽性者の採血制限を導入	
令和4年4月	ウイルスベクターワクチン（新型コロナウイルス等）接種後の採血制限を導入	
令和4年7月	エムポックスウイルス感染者の採血制限を導入	
令和4年9月	Web会員サービス「ラブラッド」アプリの運用開始	
令和4年11月	不活化ワクチン及び組み換えタンパク質ワクチン（新型コロナウイルス等）接種後の採血制限を導入	
令和5年3月	赤血球製剤の有効期間を「採血後21日間」から「 採血後28日間 」に延長	
令和6年3月	血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本方針を改正 し、今後5年間の血液事業の方向性を示した。	